

**記者会見要旨**  
**(2026年2月18日)**

**I 最近の協会、業界の主な動向について**

1. 2025年12月9日に開催した前回の記者会見後の協会及び業界の主な動向について、<資料1>に沿ってお話しします。
2. 2025年12月12日には、東京証券取引所から「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」が公表されました。当協会も、最近の新規上場会社等における不正事例の発生を真摯に受け止め、2026年1月26日に新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）を公表しました。資本市場の関係者と協力しながら、不正事案に対してしっかりと対応してまいります。
3. 12月16日には「サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の公表に伴う監査基準報告書等の改正について」（公開草案）を公表いたしました。サステナビリティ情報の保証業務の導入に向けて、当協会の実務指針の整備を進めております。
4. 12月19日には、令和8年度与党税制改正大綱に関する会長コメントを公表しました。与党大綱で示された各税制改正項目が我が国の経済成長と税収の増加の好循環を生み出すことで、「強い経済」の実現と財政健全化の両立を強く期待いたします。
5. 12月22日には、公認会計士の一体的能力開発に関する特設ページを開設いたしました。公認会計士試験、実務経験、実務補習及び修了考査並びに継続的専門能力開発に至る一連の過程を通じた一体的な能力開発を行い、多様な業務領域で活躍する会計士の支援に当たって、継続的な情報発信を行ってまいります。
6. 12月23日には、当協会から、サステナビリティ情報の保証業務の導入に向けて、JICPA サステナビリティ専門プログラムの運用開始について（お知らせ）を公表いたしました。当該専門プログラムは2026年4月から運用開始となります。
7. 12月26日に、金融審議会から「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告が公表されました。企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する民事責任及び行政責任（課徴金等）を負わないセーフハーバールール導入が提案されております。
8. 2026年1月8日には、金融審議会から「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告の取りまとめが公表されました。
9. 1月9日には、ASBJから企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表され、後発事象が日本の会計基準として基準化されたことに伴い、当協会の

監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」が廃止されました。

10. 1 月 14 日には、日本取引所自主規制法人より「内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブック-体系化した再発防止策から学ぶ着眼点-」が公表されました。当協会も作成に当たり協力を行いました。
11. 1 月 20 日には、広報委員会監修リーフレット「私のキャリアデザイン」を公表いたしました。リーフレットは皆様のお手元にご用意しております。このリーフレットでは、監査業務の経験を生かしたキャリア形成として、監査からいったん離れて事業会社で活躍し、再び監査に戻った会員を紹介しています。
12. 監査の経験が事業会社で活きる、そして事業会社経験が監査に戻ったときに活きる、というように監査法人と事業会社による人材の好循環が拡大されることを期待しております。
13. 同日、ASBJ にて第 7 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会が開催されました。市場関係者の意見聴取の結果を踏まえ、十分に議論が尽くされることを期待しています。
14. 1 月 23 日には、令和 8 年度公認会計士試験第 I 会短答式試験の合格発表が行われました。合格者数は 1,500 名を超え、多くの方々がこの業界への参入を目指していただけることを大変喜ばしく思います。
15. 1 月 26 日には、プレスリリース「当協会の調査について（続報）」、「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」及び「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）」の 3 点を公表いたしました。
16. 当協会の監査・規律審査会における調査は、1 年以上を要する事例も多いなか、社会的な影響の大きさを鑑み、最優先事項として調査を進めたことにより、5 か月という短期間で調査が完了いたしました。
17. 2026 年 3 月の期末監査において再発防止に向けた取組を促したいとの考えから、このタイミングで監査人向けの留意事項と併せて公表した次第です。
18. また、登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組の 1 つである登録上場会社等監査人の人的体制に関する要件の引上げ検討に関して、プロジェクトチームを立ち上げることにいたしました。＜資料 2＞に詳細を記載しておりますが、2027 年 2 月までに要綱案を決定し、来年 2027 年 7 月の定期総会にて会則変更を行うスケジュールを想定しております。
19. 1 月 28 日には法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会の第 10 回会議が行われました。開示書類の有価証券報告書への一本化について、概ね賛同が得られたと聞いております。
20. 一方、当協会としては、株主総会の後ろ倒しも実現することで、財務諸表作成

者、利用者及び監査人の三方良しになると考えているため、後ろ倒しの機運が高まることを期待しております。

21. 2月3日には、金融庁にて第56回金融審議会総会・第44回金融分科会合同会合が開催されました。サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの報告やディスクロージャーワーキング・グループの報告などが総会で承認されたと聞いております。今後、金融商品取引法改正案が特別国会に提出され、法体系として適切に整備されることを期待しております。
22. 2月13日には、株式新規上場（IPO）のための事前準備ガイドブック～会計監査を受ける前に準備しておきたいポイント～の更新版を公表しました。
23. ガイドブックには、IPOを目指す会社が会計監査を受ける前に準備すべきポイントのほか、一般投資家向けの市場への上場に向けた基本的な知識や実務の流れを取りまとめております。監査法人を対象とした、IPO監査の前段階であるショールレビュー受嘱に関するアンケート調査や、最近のIPO市況も掲載しているため、ぜひ協会ウェブサイトよりご覧ください。

## II 中小監査事務所支援について

24. 当協会における中小事務所支援について、＜資料3＞に沿ってご説明いたします。
25. 1頁目は、日本における上場企業の会計監査の状況についてまとめております。日本では、大手及び準大手監査法人と約120の中小規模監査法人が、上場会社約4,000社の会計監査を担っております。
26. 一方で、右側の監査事務所規模別シェアをご覧くださいと、大手監査法人のシェアが6割を下回っており、中小規模監査法人が上場会社約1,000社の監査業務を実施している状況です。
27. 続いて、当協会の中小事務所支援の体制についてご紹介いたします。4頁をご覧ください。大きく中小事務所等施策調査会と中小監査事務所連絡協議会の2つを設けており、中小事務所等施策調査会では分野毎に専門委員会を組成しております。
28. また、中小監査事務所連絡協議会には、上場会社を監査する中小規模の監査事務所のほか、個人の会計事務所等も加入しており、情報提供等を行っております。詳細につきましては、5頁から6頁をご覧ください。
29. 8頁では、中小事務所の基盤強化の支援策についてまとめております。右側には、中小事務所と被監査会社数をまとめた表を掲載しており、中小事務所という括りのなかでも、規模等に違いがあることをご理解いただければと思います。
30. また、合同会社 監査 D&I コンソーシアム（ADIC）、会計監査確認センター合同会

社（ACC）及び一般社団法人監査支援機構（AFSA）といった外部団体とも協力関係を築いており、各団体を中小事務所に紹介する等サポートを行っております。

31. 9 頁から 10 頁は、「情報開示」の充実のための支援策、デジタル化支援及び人材採用・育成支援等の詳細を記載しております。
32. また、2025 年 7 月からの新執行部において、中小監査事務所代表者との懇談会を実施しております。全国の中小監査事務所代表者と直接お会いして、インタラクティブなコミュニケーションを行っています。これまでいただいたご意見をもとに、更に施策を検討していきます。
33. 個別事案を踏まえたこれまでの取組としては、中小監査事務所向け研修会の実施や先ほどご紹介があった「株式新規上場（IPO）のための事前準備ガイドブック改訂版」の公表が挙げられます。
34. 16 頁以降は、個別事案を踏まえた今後の対応を記載しております。中小監査事務所の体制整備支援や、中小事務所向けの研修会をよりいっそう充実させてまいります。
35. また、自主規制の立場の品質管理グループとの連携を強化し、中小監査事務所への指導・支援の対応を進めてまいります。

以 上